

## 「スタイルケア南越谷」運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、シン建工業株式会社(以下「事業者」という。)が開設する「スタイルケア南越谷」(以下「施設」という。)が行う特定施設入居者生活介護〔介護予防特定施設入居者生活介護〕の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態〔介護予防にあつては要支援状態〕にある高齢者等(要介護者〔要支援者〕を以下「利用者」という。)に対し、適正な特定施設入居者生活介護〔介護予防特定施設入居者生活介護〕を提供することを目的とする。

### (事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 施設の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、特定施設(介護予防特定施設)サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
- 3 施設の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 退居の際は、介護支援専門員・生活相談員・看護職員・介護職員等により、入居者の円滑な退居のために必要な援助を行う。また、居宅支援事業者に対する情報の提供、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。
- 6 入居に際しては入居の年月日並びに入居施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載することとする。

### (施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 スタイルケア南越谷
- (2) 所在地 越谷市瓦曾根三丁目6番57号
- (3) 定員 38人
- (4) 居室数 35室

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人 (生活相談員兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1人  
生活相談員は、利用者又は家族からの相談に応じ、従業者に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- (3) 看護職員 2人以上  
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (4) 介護職員 13人以上  
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1人  
機能訓練指導員は、必要に応じ生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
- (6) 計画作成担当者 1人  
計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
- (7) 栄養士 0人（外部委託により配置なし）  
栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- (8) 調理員 0人（外部委託により配置なし）  
調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。
- (9) 事務職員 1人  
事務職員は、必要な事務を行う。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話
- (2) 機能訓練及び療養上の世話
- (3) 入浴介護が必要な利用者については、週2回のサービス提供を標準とする。

(利用料その他の費用の額)

第6条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

その他費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

- (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用は実費とする。
- (2) (基本月額利用料)
  - ①家賃 : Aタイプ 97,000円・Bタイプ 128,000円・Cタイプ 150,000円
  - 管理費 : Aタイプ 26,250円・Bタイプ 26,250円・Cタイプ 52,500円
  - 光熱水費 : Aタイプ 6,700円・Bタイプ 9,380円・Cタイプ 13,400円
  - 食費 : Aタイプ 55,800円・Bタイプ 55,800円・Cタイプ 111,600円 (30日喫食された場合)
  - ※Aタイプ (個室: 18.04㎡) ・ Bタイプ (個室: 26.08㎡) ・ Cタイプ (夫婦室: 30.43㎡)

②介護費用 : 介護保険による介護認定を受けられて決められた範囲のサービス利用料  
(但し、自己負担金はサービス利用料の10%、20%又は30%)

③自立入居 : 生活支援費として、33,000円別途負担していただきます。

④ その他の費用

- ① オムツ代 : ・テープ式/4,000円～ ・パンツ式/3,600円～ ・パット/2,100円～
- ② 理美容代 : 4,400円～
- ③ おやつ代 : 80円 (1日)
- ④ 介護用品費等 : 実費

(3) その他日常生活上の便宜に係る費用は実費とする。  
前項各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとする。

(4) 契約時費用

保証金 : Aタイプ 180,000円・Bタイプ 240,000円・Cタイプ 280,000円

(5) 入居一時金は徴収しないものとする。

(利用者が居室を移動する場合の条件及び手続き)

第7条 施設における利用者は、次のような場合に事業の提供を受けることができるものとする。

(1) 居室の移動は契約を解除し再契約が必要となる。

ただし、利用者の心身の状況により、管理者との協議により必要と認められた場合には居室の変更が出来るものとする。

(2) その他入居契約書及び重要事項説明書に定める場合。

(緊急時等における対応方法)

第8条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うこととする。

(苦情処理)

第9条 事業の提供に係る入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第10条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(個人情報の保護)

第11条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

施設が得た利用者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 居室、共用施設、敷地その他の利用にあたっては、その本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(協力医療機関等)

第13条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。

一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新興感染症をいう。事項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めるものとする。

5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定締結指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。

6 事業所は、利用者が協力医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるよう努めるものとする。

7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 1 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 2 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 3 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第17条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 従業者は、専ら当該事業に従事するものとする。ただし、サービスの提供の上で差し支えない場合には、施設の他の業務を行うことがある。

- 1 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - (1) 採用時研修 採用日～1ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成26年4月1日改定。

この規程は、平成31年8月1日改定。

この規程は、平成31年10月1日改定。

この規程は、令和3年7月1日改定。

この規程は、令和5年1月1日改定。

この規定は、令和5年5月1日改定。

この規定は、令和6年11月1日改定。

この規定は、令和7年5月1日改定。

この規定は、令和8年4月1日改定。

この規定は、令和8年5月16日改定。